

- 2 将來の債権は、債権総額から中間利息を控除した額により算定します。
- 3 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額に対して算定します。
- 4 貸料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額により算定します。
- 5 所有権は、対象たる物の時価相当額により算定します。
- 6 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額により算定します。
- 7 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額により算定します。
- 8 建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額により算定します。
- 9 地役権は、承役地の時価の2分の1の額により算定します。
- 10 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額により算定します。
- 11 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第7号、第9号及び前号に準じた額により算定します。
- 12 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額により算定します。
- 13 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額により算定します。
- 14 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額により算定します。
- 15 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規程にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）により算定します。

#### 第8条（紛争額・経済的利益算定の特則）

- 1 前条で算定された紛争額・経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、紛争額・経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで減額して算定します。
- 2 前条で算定された紛争額・経済的利益の額が、①又は②に該当するときは、紛争額・経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける紛争額・経済的利益の額に相応するまで、増額して算定します。
  - ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された紛争額・経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
  - ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された紛争額・経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

#### 第9条（紛争額・経済的利益が算定不能な場合）

紛争額・経済的利益の算定が困難な場合は、次のとおりとします。ただし、複雑で相当時間を要する事案、企業経営ないしは知的財産権等の事案については依頼者との協議により定めます。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| ① 個人間の市民生活上の非営利的な活動等に関する案件 | 500万円  |
| ② 通常の事案                    | 1000万円 |

#### 第10条（離婚事件）

- 1 离婚事件の着手金は、次のとおりとします。

① 离婚・親権に争いがない場合	30万円～50万円（税込33万円～55万円）
② 离婚・親権に争いがある場合	40万円～60万円（税込44万円～66万円）

ただし、事案が複雑（例：調査官調査が必要な場合）、あるいは紛争解決が困難であるなど特別の事情がある場合は依頼者との協議により、事件後に追加の着手金（20万円（税込22万円）～）を付加することができるものとします。
- 2 成功報酬金については、着手金に準じて依頼者との協議により定めます。

なお、着手時の予想を超えて多大な時間を要するなど特別な事情がある場合にはその点を考慮し、依頼者との協議により定めます。
- 3 財産分与、慰謝料、養育費など財産給付を伴う場合は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第6条の規程により算定した着手金及び成功報酬金を加算します。ただし、婚姻費用、養育費その他の将来にわたる継続的な給付を伴う場合は、第7条3項の規定にかかわらず、支払予定総額の10分の7又は直近2年分の支払予定額のうちいずれか低い方を基礎として第6条の規定により算定した着手金及び成功報酬金を加算します。
- 4 財産分与を伴う場合であって、事件着手後に新たな財産の存在が判明し、前項において基礎とすべき経済的利益の額に変動が生じた場合には、本来請求すべき着手金と着手時に支払いを受けた着手金の差額について、成功報酬金の算定に当たって考慮することができるものとします。
- 5 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときは、依頼者との協議により、着手金として、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1を追加して請求することができます。
- 6 第1項の規定による着手金には、調停、審判、訴訟期日の出庭回数として5回分の日当を含むものとし、6回目以降の出廷が必要な場合には1回あたり1万円（税込1万1000円）を事件終了時の報酬に加算することができるものとします。

#### 第11条（非事業者の倒産整理事件）

- 1 個人などの非事業者の破産、民事再生及び任意整理の着手金は次のとおりとします。
  - ① 自己破産事件
    - a 同時廃止事案 25万円（税込27万5000円）  
事案が複雑である場合は依頼者との協議により、増額します。
    - b 管財事案（破産管財人が必要な事案） 35万円以上（税込38万5000円以上）